



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年8月22日(水) 号外(第1号)

## 目次

### 告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第236号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年8月22日

群馬県知事 大澤 正 明

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-(エチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン(通称名Deschloro-Nethylketamine、2-Oxo-PCE、O-PCE)及びその塩類
- (2) メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルプタノアート(通称名5F-MDMB-PICA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年8月23日